

特定商取引に関する法律の抜本的な法改正を求める意見書

特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）の平成28年改正の際、いわゆる5年後見直しが定められ、令和4年12月に同改正法の施行から5年の経過を迎えた。

令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象取引分野に関する相談は全体の54.7%にのぼる。

年齢層別では、全体に占める65歳以上の高齢者の消費生活相談割合は約30%であり、そのうち、訪問販売及び電話勧誘販売の割合は22.5%と他の年代と比べて高くなっている。特に認知症等高齢者においては、訪問販売及び電話勧誘販売の相談が48.6%と半数近い割合を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。

また、消費者生活相談のうち、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多であるにもかかわらず、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。

さらに、20歳代においては連鎖販売取引（マルチ取引）の消費生活相談件数が5.1%であり、他の年代に比較して突出している。令和4年4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ取引被害の増加が危惧される。

よって、国においては、これらの被害に対処するため次のとおり特商法の改正を行うよう強く要望する。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリング・オフ等を認めること及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録、確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

秋田県議会議長 北 林 丈 正

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 松本剛明様
内閣官房長官 松野博一様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 河野太郎様